

別表 1 旅費規程 旅費支給額（第 3 条関係）

区分	キロ数	普通	新幹線	区分	キロ数	普通	新幹線	航空機
1	-25	500	-	9	401-500	8,000	13,000	-
2	26-50	1,000	-	10	501-600	9,500	15,000	23,000
3	51-75	1,500	-	11	601-700	10,000	17,000	26,000
4	76-100	2,000	4,000	12	701-800	11,000	19,000	29,000
5	101-150	2,500	5,000	13	801-900	12,000	21,000	32,000
6	151-200	3,500	7,000	14	901-1000	13,000	23,000	35,000
7	201-300	5,000	9,000	15	1001-1200	14,000	25,000	38,000
8	301-400	6,500	11,000	16	1201-	15,000	28,000	42,000

（単位：円 片道料金）

- * 旅費は、移動キロ数毎に定めるJR普通運賃を基準とした定額を支給する
- * 鉄道・航空機を使用しない場合はJR普通運賃額を準用する
- * 航空料金は、その額が新幹線の額を超えた場合に支給する。その場合、空港への移動に関する料金は別途算定できない
- * 航空料金の購入額が、新幹線料金よりも安い場合は、新幹線料金を支給する
- * 旅費等は手当として支給するため領収書の提出は不要とする